

## 看護職員修学資金未収金回収業務の一部を民間委託しました

長野県では、看護職員修学資金の貸付金に対する未収金の削減を目的として、一部債権の回収業務を以下のとおり民間の会社に委託することとしました。

委託対象となった債権の関係者へは、回収会社から連絡が行きますので、御了承願います。

- 1 委託先  
弁護士法人一番町綜合法律事務所
- 2 受託者の所在地  
東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル
- 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで